

商業・法人登記関係書類を 郵送される方へのご案内

長野地方法務局 法人登記部門

書類の送付について

長野県内の商業・法人登記申請事務は、長野地方法務局**本局のみ**で取り扱っております。登記申請書及び添付書類等を郵送される場合は、必ず以下の宛先に送付してください。

※ **支局では上記事務を取り扱っておりません**ので、ご注意ください。

〒 380-0846
長野市大字長野旭町1108番地
長野地方法務局 法人登記部門
電話 026-235-6611 (ダイヤルイン)

- ※ 登記申請書には、**平日の日中に連絡の取れる電話番号**（携帯電話番号でも可）を必ず記載してください。
- ※ 法務局には複数の部署がありますので、宛先は「法人登記部門」まで記載してください。

郵送による登記申請日について

郵送による登記申請の場合は、**登記申請書が法務局に到達した日**が**登記申請日**となります。投函日ではありませんので、ご注意ください。

登記申請書類の郵送の際には、重要書類の紛失防止とともに登記申請書類の到達日を確認いただくため、書留郵便やレターパック等の到達確認または追跡確認の可能な方法での郵送をお勧めします。